達第十号

達案（二）

公衆保健局
醫務局
豫防局
國立療養所
國立病院

一、醫療局官制廢止による厚生省官制改正の際、現に醫療局所屬の嘱託員又は雇員で別に辞令を發せられないときは、従前の給料を以て厚生省嘱託又は雇員を命ぜられ、

達第八號を以て達した各局(課)勤務を命ぜられたものと心得ること。

六、醫療局官制廢止による厚生省官制改正の際、現に國立病院又は國立療養所の職員で別に辭令を發せられないときは、從前の職を以て且つ勤務場所を變ることなく新に制定公布された厚生省官制による國立病院又は國立療養所に勤務を命ぜられたものと心得ること。

年十一月五日

大臣